

平成14年3月20日

金 融 庁 長 官

森 昭 治 殿

大阪第一信用金庫

金融整理管財人 梅 本 弘



金融整理管財人 吉 岡 達 雄



預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）の提出について

預金保険法第80条に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

報告書（補遺）―旧経営陣に対する責任追及について

第1 はじめに

大阪第一信用金庫は、平成13年10月19日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、大阪第一信用金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融庁長官に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成14年1月11日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った大阪第一信用金庫の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

金融整理管財人は、大阪第一信用金庫の旧経営陣、すなわち理事、監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人と金融整理管財人が委任する弁護士2名で構成する破綻原因調査委員会（後に名称を変更し、責任究明委員会、以下単に「委員会」と言います）を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係機関との協議、情報交換を行いつつ、法的責任追及につき慎重に調査及び検討を行ってきました。

以下、現在までに判明した事実関係及び責任追及の可能性について報告いたします。

第2 刑事責任追及について

刑事責任については、業務上横領罪または背任罪に着目し、関係する事実関係を把握するため、理事会議事録、稟議書及び会計帳簿等を精査し、関係者から事情を聴取するなどしてこれらの嫌疑の有無について調査及び検討を行ってきましたが、現在までに犯罪構成要件に該当する事実を捕捉するには至っておりません。

関係者の性格ないし態度から見て、おそらく犯罪的な問題は存在しないものと思料されます。

第3 民事責任追及（損害賠償請求）について

民事責任については、(1) 不当な貸出しに基づく不良債権の問題、(2) 前理事長に対する個人貸付問題、(3) 余資運用（株式投資）の問題、及び、(4) 店舗売却の問題、に着目し、過去の理事会議事録、稟議書、会計帳簿等を精査し、関係者から事情を聴取するなどしてこれらの問題に関し、理事として善管注意義務違反、忠実義務義務違反の行為がなかったかについて調査及び検討を行ってきました。

その結果は以下のとおりであります。

1 不当な貸出しに基づく不良債権の問題

委員会では、主として平成12年3月以降に1億円以上のロスを生じた13の債務者に対する貸出債権を対象とし、それらに関与した経営陣（退任理事を含む）の善管注意義務違反の事実を調査しました。

その結果、9債務者に対する貸出しについて、杜撰な融資審査、安易な与信拡大、不十分な保全措置等の善管注意義務違反が感じ取られました。

とくに、不十分な資料からの軽率な融資決裁、要注意先に対する安易な救済と与信増額等に不適切な対応が認められます。

損害額（相当因果関係にかかるロス）は合計240百万円にのぼるものと思われますが、その後返済が続いているものもあり、損害額を正確に捕捉するには引き続き調査を要するものと思われます。

2 前理事長に対する貸付金問題

平成11年初め頃から平成13年9月頃まで、前理事長個人に対する貸付金が増加しており、その金額は異常な多額にのぼります。

その用途についても、申し出時には虚偽が多く、大部分は現在も不明であります。担保提供の態度も不誠実かつ不十分であります。

また、理事会における承認決議についても、前理事長が他の理事の反対を強引に抑圧し、ワンマン的に決していたようであります。

前理事長は現在もある程度の資産（不動産）を有していますが、その処分や返済に熱意は感じられず、まったく不誠実な態度を取り続けています。

金庫側においても、競売など債権回収のための処置は講じてきましたが、大幅な損失が生じることは必至と思われます。

従って、損失が確定した時点では訴訟等においてその責任追及を厳しく行うべきものと思料されます。

但し、前理事長以外の理事については、これら前理事長への貸付けについて積極的に賛成した形跡はなく、むしろ前述のとおり、反対し、阻止しようとしたにもかかわらず、前理事長の強圧的態度の前でやむを得ず「賛成した理事」となってしまったという同情すべき点も認められ、彼らの行為には必ずしも強い違法性があるとは言えません。

3 余資運用（株式投資）に関する責任

当金庫は、バブル崩壊後の長期不況下において、優良な新規融資先を得ることが困難となり、そのために生じた余資を安易に株式投資に投入する行為に傾斜しました。

平成11、12年度には利益を確保しましたが、平成13年度には多額の損失を発生させ、これが当金庫の破綻に直結した一因であったとも言えます。

株式投資自体は必ずしも非難されるべきものとは限りませんが、本来リスクが高い株式投資は他の有価証券投資よりも抑制的であるべきところ、同種金融機関に比較しても異常に高い比率で株式投資を行っており、その銘柄の選定方法が場当たりのであったことや、売買のタイミングが思いつきのであった点などと相まって、金融機関としての相当性を著しく欠いていたものと認めざるを得ません。

また、これについても、前理事長の独断専行が目立ち、他の理事は積極的に賛成したり、自ら推進することはなかった模様であります。

4 店舗の売却及びリースバックに関する責任

当金庫は、平成11年5月の金融庁の検査において、多額の追加引当金の必要を指摘されたため、所有していた営業店舗をいわゆるリースバック方式により売却して不動産売却益を出すことを企図しました。

金庫の有力取引先に対し強引に購入を持ちかけ、売却によって大幅な「益出し」には成功しましたが、それ以後購入者から高家賃でリースバックを受けることになり、このことは業務純益に比べて不相当に高額な家賃負担が将来にわたって続くという、金庫にとっては不適切な結果を招きました。

今般の破綻をかりに耐えることができたとしても、この経費負担だけでも当金庫の経営はやがて破綻したものと思われます。

その意味で、この店舗売却という措置は経営者として善管注意義務に違反する行為と言えます。

しかし他方、店舗など所有不動産を処分して「益出し」をすることは多くの金融機関や一般事業会社でも行っており、また、これに起因する具体的な損害が発生す

る前に当金庫が破綻してしまったという経過も合わせ考慮すると、この件で旧経営者の法的責任を問うことは困難であろうと思われます。

なお、この問題に関しては、破綻後、購入者より、売買契約の無効を主張され、民事調停を経て、民事訴訟に発展しております。

第4 今後の訴訟の可能性について

以上のとおり、委員会の調査によれば、旧経営者に対し民事責任（損害賠償）を問い得る可能性があるのは、数件の不良債権（ロス債権）、前理事長に対する貸付金及び余資運用（株式投資）から生じる損害であります。

責任主体としては、前理事長をはじめ、過去に退任した理事、今般退任する理事が考えられます。

しかし、強い違法性が認められ、責任原因の立証が容易であるのは前理事長であります。

他の理事については、これらの行為につき、積極的に賛成したり、自ら推進したりした者はなく、すべては前理事長のワンマン的、独断的行為の前で、それにあえて反対を唱えることができず、唱えても人事権を振りかざし強引に抑圧され、結果として「賛成した理事」となってしまった者ばかりであります。

その意味では、前理事長以外の旧経営者に対し、損害賠償請求をなすことは必ずしも適当ではないかもしれません。

過去に退職金を受領して退任した旧理事のなかには、受領した退職金の一部を（それ以上を免責される条件で）自発的に返還する旨申し出ている者もありますが、現時点で免責を与えることに問題があるため、それを実行させてはおりません。

当金庫解散時まで勤務した旧理事に対してはもちろん退職金は一切支払いません。

なお、具体的に提訴に踏み切るにはさらに調査を尽くす必要があり、少なくとも当職らにおいて訴えを提起するには時間が不足します。

よって、今後整理回収機構による追加調査等を要請し、同機構において最終判断がなされるよう、従前の調査資料を引継いだうえ、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同機構に譲渡いたします。